

令和5年第13回鶴ヶ島市農業委員会総会議事録

開催日・場所	令和5年12月25日(月) 鶴ヶ島市役所 504会議室			
開会時刻	午前 9時52分	宣告者	議長(職務代理) 須藤 良春	
閉会時刻	午前10時19分	宣告者	議長(職務代理) 須藤 良春	
議長	職務代理 須藤 良春			
委員の出席状況				
農 業 委 員			農地利用最適化推進委員	
議席番号	氏 名	出欠席	氏 名	出欠席
1	沼田 富子	出席	高 沢 健 二	出席
2	岡野 とし子	出席	小 川 清 志	出席
3	比留間 正道	出席	吉 澤 弘 次	出席
4	須藤 良春	出席	新 井 一 三	出席
5	町田 弘之	欠席	瀧 島 誠	出席
6	沼倉 裕之	出席		
7	小川 佐智恵	出席		
8	長谷川 正博	出席		
9	新井 正美	出席		
総会に出席を求めた者			事務局の出席状況	
			職 名	氏 名
			事務局長	玉木 亨
			事務局次長	遠藤 俊一
			主 査	高橋 浩
			主 任	岩波 圭介
議事の日程				
日程第1	議事録署名委員の指名について			
日程第2	議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申について			
日程第3	報告第12号 報告事項について			
日程第4	その他			
議 事 (担当)		内 容		
開会	議長 (職務代理)	<p>本日、町田会長は都合により欠席されていますので、私が代理を務めさせていただきます。ご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>農業委員9名中8名が出席し、法に定める定足数に達しており本総会は成立します。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員5名中5名が出席しております。</p> <p>これより令和5年第13回農業委員会総会を開会します。</p>		
日程第1	議長 (職務代理)	<p>議事録署名委員の指名について</p> <p>議席番号6番 沼倉 裕之 委員</p> <p>議席番号7番 小川佐智恵 委員</p> <p style="text-align: right;">を指名します。</p>		
日程第2	議長 (職務代理)	<p>議案第33号</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申についてを議題といたします。</p> <p>1番について、事務局より説明をお願いします。</p>		

事務局	<p>議案書等をもとに、説明します。</p> <p>申請地は、南中学校の北西約600メートルに位置する第3種農地で、農業振興地域の農用地には当初から指定されていません。</p> <p>申請者は、太田ヶ谷地内で、主に新築住宅の建築、住宅のリフォームを行う建築会社を運営しています。</p> <p>資材及び工事車両については、親族が所有する日高市旭ヶ丘の土地に置いていますが、ここで明け渡してほしいとの申し出があり、代替地を探す必要が生じました。日高市の土地は、会社から距離があること、防犯上も好ましくないことなどから、かねてより近隣に資材置場が必要と考えていたところ、申請地を近隣の方から紹介されたとのこと。申請地は、徒歩で行ける距離にあり、作業効率が上がるとともに防犯上も好ましい立地であり、今までその都度費用をかけて処分していた赤土、砂利、残土等を保管するスペースが確保できるなど、今後の事業に必要不可欠であると考えているとのこと。</p>
議長 (職務代理) 農業委員	<p>次に担当する農業委員から説明をお願いします。</p> <p>代理人に、確認した内容を報告します。</p> <p>資材置き場として利用する際の安全確保対策として、ポールを立てロープを張るとの説明を受けました。簡易な方法のためその危険性について聞いたところ、指導があれば人が入らないような対応についても考慮するとのことでした。その他については、事務局の説明のとおりです。</p>
議長 (職務代理) 推進委員	<p>次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。</p> <p>譲渡人に確認した内容を報告します。</p> <p>本申請内容に、間違いがないことを確認しました。</p>
議長 (職務代理)	<p>出席委員からの質問、意見等を求めます。</p> <p>質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長 (職務代理)	<p>特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。</p> <p>本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長 (職務代理)	<p>挙手全員のため、本件は、「許可相当」とすることに決定しました。</p> <p>次に2番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書等をもとに、説明します。</p> <p>申請地は、藤中学校の北西約130メートルに位置する第2種農地で、農業振興地域の農用地には当初から指定されていません。</p> <p>申請者は、現在の住居に5人で生活をしています。子どもの成長に伴い家財道具が増えてきたこと、また、子ども部屋も必要になってきたことから住宅の建築を計画しました。土地の選定にあたっては、長女と長男が通う鶴ヶ島市藤小学校の学区内であること、坂戸市に居住する父が家族の支えが今後必要になることなどを考慮し、自動車を通うことができる場所を条件に土地を探していました。</p> <p>複数の土地を検討しましたが、なかなか良い物件に巡り合う</p>

	<p>ことができないなか、今般、条件を満たす本申請地と巡り合うことができたとのことです。</p>
議長 (職務代理) 農業委員	<p>次に担当する農業委員から説明をお願いします。</p> <p>譲受人に、確認した内容を報告します。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。</p>
議長 (職務代理) 推進委員	<p>次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。</p> <p>譲渡人に確認した内容を報告します。 本申請内容に、間違いがないことを確認しました。</p>
議長 (職務代理)	<p>出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長 (職務代理)	<p>特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長 (職務代理)	<p>挙手全員のため、本件は、「許可相当」とすることに決定しました。</p> <p>次に3番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書等をもとに、説明します。</p> <p>本件は、先月の総会で変更申請の審議を行っていただいた案件となります。今月4日に県の承認が得られたため、あらためて農地転用の申請がされたものです。変更点は、権利関係について、所有権の移転を使用貸借権の設定に変更するものです。続いて申請内容を説明します。</p> <p>申請地は、第二小学校の北西約330mに位置する第2種農地で、農業振興地域の農用地については、令和5年5月11日に除外の告示が済んでいます。</p> <p>譲受人は、鶴ヶ島市の賃貸住宅で妻と息子の3人で生活をしています。</p> <p>現在は妻が仕事を辞め、子育てに専念していますが、第2子が誕生した後は、仕事への復帰を考えています。共働きとなった際は、子育てのサポートが必要となるため、藤金地内にある実家の近くに自己用住宅の建築を計画しました。</p> <p>市街化区域の土地も検討しましたが、計画建物の配置及び駐車スペースの確保ができる土地は見つからず、本申請地に巡り合いました。</p> <p>本申請地は、保育園、小学校、中学校に近く、生活や子育てに適した場所と考えているとのことです。</p>
議長 (職務代理) 農業委員	<p>次に担当する農業委員から説明をお願いします。</p> <p>譲受人に、確認した内容を報告します。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。</p>
議長 (職務代理)	<p>次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。</p>

推進委員	譲渡人に確認した内容を報告します。 本申請内容に、間違いがないことを確認しました。
議長 (職務代理)	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
委員	申請地の両サイドの畑の所有者はわかりますか。
事務局	手元に資料がありませんので、詳しいことはわかりません。
委員	申請地は分筆するようですが、進入路の確保など、残地部分の耕作に支障は生じませんか。
事務局	トラクターなどの農業機械が申請地の脇を通れますので、残地部分の耕作に影響はありません。
委員	申請地の東側あたりに、大きな道路が開通すると聞いたことがあります。内容はわかりますか。
事務局	あくまでも計画上の話ではありますが、鶴ヶ丘郵便局近くの道路を拡幅する計画があると聞いています。資料の地図で言いますと、申請地の南側になりますが、距離はかなりあります。
議長 (職務代理)	申請地には特段の影響がないということによろしいですか。
事務局	そのようになります。
議長 (職務代理)	ほかに何か質問、意見等ございますか。  (特になし)
議長 (職務代理)	特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。  (挙手全員)
議長 (職務代理)	挙手全員のため、本件は、「許可相当」とすることに決定しました。 次に4番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書等をもとに、説明します。 申請地は、市役所の南約250メートルに位置する第3種農地で、農業振興地域の農用地には当初から指定されていません。 譲受人は、埼玉県を中心に不動産業を営んでおり、申請地付近の土地を数棟分販売しています。今後もこの地域での販売を計画していることから、ごみの収集について調整するため、地区のごみ集積所の使用を自治会長に依頼したところ、ごみ集積所に余裕は無いので、各自で設置してほしいとの回答がありました。 また、現在あるごみ集積所の土地所有者にも設置をお願いしましたが、管理は難しいと断られたとのこと。ごみの収集は、毎日の暮らしに直接かかわることのため、付近の市街地や非農地も探しましたが土地を確保することはできませんでした。 そうしたなか、申請地の所有者に相談したところ、協力をい

	ただけることになり、本申請に至ったとのことです。
議長 (職務代理) 農業委員	次に担当する農業委員から説明をお願いします。  譲受人に、確認した内容を報告します。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
議長 (職務代理) 推進委員	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。  譲渡人に確認した内容を報告します。 本申請内容に、間違いがないことを確認しました。
議長 (職務代理) 委員	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
事務局	申請地は転用許可済みの土地に囲まれています。ここだけ空けておいたのですか。
議長 (職務代理)	申請地につきましては、ごみ集積所として利用するため、あらかじめ分筆して残しておいたとのことです。
議長 (職務代理)	ほかに何か質問、意見等ございますか。  (特になし)
議長 (職務代理)	特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。  (挙手全員)
議長 (職務代理)	挙手全員のため、本件は、「許可相当」とすることに決定しました。 次に5番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書等をもとに、説明します。 申請地は、藤中学校の北西約150メートルに位置する第2種農地及び第3種農地で、農業振興地域の農用地には当初から指定されていません。 申請者は、現在藤金地内で自動車整備、自動車板金、車両レッカーサービス業を営んでおり、西入間警察署管内の市町村に加え、川越市からのレッカー移動も引き受けています。こうしたレッカー移動は増加傾向にあり、今後もその件数は増えていくことが予想されるとのことです。 また、現在の駐車場は狭く、レッカー車の転回スペースに整備車両を駐車している状況にあり、レッカー車の出動のたびに整備車両を移動させるなど、業務に支障が生じていることから、駐車場の拡張について検討をはじめました。場所の選定にあたっては、レッカー車の転回スペース、受け入れ車両の駐車スペースを考慮し、いくつかの土地をあたりましたがなかなか適当な場所が見つかりませんでした。 そうしたなか、申請地を紹介されたとのこと。申請地は、道路を挟んで整備工場の向かい側にあり、道路幅員も広く緊急要請時への対応も可能であるなど、駐車場用地として最適であると考えているとのこと。

	<p>議長 (職務代理) 農業委員</p> <p>議長 (職務代理) 推進委員</p> <p>議長 (職務代理)</p> <p>議長 (職務代理)</p> <p>議長 (職務代理)</p>	<p>次に担当する農業委員から説明をお願いします。</p> <p>譲受人に、確認した内容を報告します。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。 また、駐車スペースなど、現地も確認しました。</p> <p>次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。</p> <p>譲渡人に確認した内容を報告します。 本申請内容に、間違いがないことを確認しました。</p> <p>出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員のため、本件は、「許可相当」とすることに決定しました。</p>
<p>日程第3</p>	<p>議長 (職務代理)</p> <p>事務局</p> <p>議長 (職務代理)</p> <p>議長 (職務代理)</p>	<p>報告第12号 「報告事項について」を議題といたします。 事務局より、説明(報告)をお願いします。</p> <p>議案書をもとに、説明(報告)します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第2章第1節の許可及び不許可の状況 令和5年第12回総会における審議案件 1件</li> <li>・農地法第5条の規定による許可の取消申出 について なし</li> <li>・農地法第4条の転用届出専決処分 1件</li> <li>・農地法第5条の転用届出専決処分 3件</li> <li>・農地法施行規則第29条第1号に基づく届出 なし</li> <li>・農地改良等に係る届出 なし</li> <li>・諸証明の発行 1件</li> </ul> <p>出席委員からの質問、意見等を求めます。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>特段ないので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「承認」することに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員のため、「承認」することに決定しました。</p>
		<p>6</p>

日程第 4	議長 (職務代理) 事務局	その他について、説明事項等がありますか。  特にありません。
議事録の 署名	議長 (職務代理) 事務局	それでは、事務局より、議事録の報告をお願いします。  本日の総会議事録を読み上げ、報告を行い、議事録の署名を 求める。 議長及び議事録署名委員（2名）の3名が署名する。
閉会	議長 (職務代理)	以上をもって、令和5年第13回農業委員会総会を閉会しま す。